

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所から、A株式会社（現在は、C株式会社）B工場で勤務していた申立期間の記録が無いとのお知らせが届いた。昭和36年1月に同社本社工場が新設されたので、同僚数十人と一緒にB工場から本社工場へ転勤し、申立期間も継続して勤務し保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA株式会社本社工場で継続して勤務していた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社B工場における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年5月31日に喪失し、同社（本社）における被保険者資格を同年6月1日に取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人の当時の上司の証言から、申立人は申立期間についてもA株式会社本社工場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の同僚は、「昭和36年1月にA株式会社本社工場が新設されたので、同社B工場から数十人の同僚が本社工場に異動し、申立期間も継続して勤務した。」と証言しているところ、オンライン記録から、申立人を含む82人が、同社（本社）が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年6月1日の前日の同年5月31日に同社B工場における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、C株式会社は、「申立人の在籍及び保険料控除については当時の

資料が保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したとは考え難く、申立期間も継続して勤務し保険料を給与から控除していたものと推認され、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B工場における昭和36年4月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

年金事務所から株式会社Aでの申立期間の賞与記録が無いとのお知らせが届いた。平成 14 年 5 月から、厚生年金保険に加入し同じ条件で勤務し、16 年 4 月支給の賞与の記録はあることから、申立期間の賞与も支給されていたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 16 年 4 月支給の賞与の記録はあるので、申立期間の賞与も支給されていたと思う。」と主張している。

しかしながら、株式会社Aは、「賞与の支給は、査定対象期間において従業員の所属部署（所属店舗）及び従業員自身の双方が一定以上の高評価がされることが必要であるが、申立人の所属店舗は、申立期間において支給基準を満たしておらず、申立期間の賞与は支給されていない。」と回答している。

また、申立人は、「株式会社Aでの給与及び賞与の支給は、口座振込であった。」と述べているところ、申立人が給与及び賞与の振込先として指定していた金融機関の預金取引明細表から、平成 15 年 4 月以降の給与及び 16 年 4 月の賞与が口座に振り込まれていることは確認できるが、申立期間に係る賞与は振り込まれていないことが確認できる。

さらに、株式会社Aが加入しているB健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳において、申立期間における標準賞与額の記録は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。